

「帯広市児童保育施設」指定管理者の指定結果

地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり本市の公の施設に係る指定管理者に指定します。

1 公の施設の名称及び位置

名称	位置
柏林台児童保育センター	帯広市柏林台南町 6 丁目 1 番地
柏林台児童保育センター分室	帯広市柏林台西町 5 丁目 1 番地 2
広陽児童保育センター	帯広市西 19 条南 3 丁目 20 番 45 号
広陽児童保育センター分室	帯広市西 19 条南 3 丁目 50 番 18 号
明和児童保育センター	帯広市西 19 条南 4 丁目 34 番 29 号
明和児童保育センター分室	帯広市西 19 条南 5 丁目 31 番 6 号

2 指定管理者

中川郡池田町字西 2 条 10 丁目 2 番地 20
社会福祉法人 池田光寿会
理事長 大熊 豊政

3 指定期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで